平成２３年（フ）第５０９号
兵庫県芦屋市若葉町７番１―444号
債務者　塚本三枝子
1　決定年月日時　平成23年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月19日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第４１９号
広島県東広島市安芸津町木谷4124番地８
債務者　平原　健司
1　決定年月日時　平成23年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月19日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第５５９号
広島市中区舟入町５番６―405号
債務者　萩尾　　舞
1　決定年月日時　平成23年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月19日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第５９１号
広島市中区吉島西３丁目10番13―301号
債務者　小川　由佳（旧姓吾郷）
1　決定年月日時　平成23年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月19日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第５９２号
広島市佐伯区五日市中央１丁目５番３―20号
債務者　河村　広子
1　決定年月日時　平成23年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月19日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第５９３号
広島県山県郡北広島町後有田1333番地５
債務者　久保　慎也
1　決定年月日時　平成23年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月19日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第７９号
広島県尾道市瀬戸田町中野445番地３
債務者　一村　脩斗
1　決定年月日時　平成23年６月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月19日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２３年（フ）第１０６号
北海道小樽市稲穂４丁目14番17号
債務者　横内　智子
1　決定年月日時　平成23年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２３年（フ）第４８号
宮城県刈田郡蔵王町宮字井戸井38番地　一本松住宅Ｃ棟２号
債務者　佐藤　麻美
1　決定年月日時　平成23年６月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２３年（フ）第４２号
宮城県石巻市桃生町寺崎字植立39番地
債務者　岩崎　榮子
1　決定年月日時　平成23年６月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２３年（フ）第１０３号
福島市大森字塚越８番地の１　第２大森ハイツ102号室、住民票上の住所福島市仁井田字谷地南65番地
債務者　小林　亜希
1　決定年月日時　平成23年６月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
福島地方裁判所

平成２３年（フ）第６１号
群馬県桐生市相生町２丁目442番地
債務者　黛　　智之
1　決定年月日時　平成23年６月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２３年（フ）第６２号
群馬県桐生市相生町２丁目442番地
債務者　黛　　惠
1　決定年月日時　平成23年６月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２３年（フ）第２００号
金沢市古府町南878番地　古南荘３号室、従前の住所金沢市玉鉾３丁目84番地、従前々の住所石川県鳳珠郡能登町字北河内ソ部40番地２
債務者　西谷　克美（旧姓松本）
1　決定年月日時　平成23年６月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第２１９号
金沢市額新町１丁目218番地１　県営住宅55棟９号
債務者　玉井　清美（旧姓木師本）
1　決定年月日時　平成23年６月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第２４０号
石川県河北郡内灘町字鶴ケ丘４丁目１番地315、従前の住所石川県河北郡津幡町字太田ほ226番地12
債務者　吉田　政美（旧姓八田）
1　決定年月日時　平成23年６月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第５１号
石川県小松市白江町ワ17番地１、従前の住所石川県小松市一針町レ83番地
債務者　坂口　勝彦
1　決定年月日時　平成23年６月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
金沢地方裁判所小松支部